

自動継続自由金利型定期預金（大口）（以下「この預金」という。）取引については、別に定める自動継続扱い以外の定期預金共通規定によるほか以下により取り扱います。

## 1.（利 息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（継続後の預金については前記共通規定1.の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日および3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下それぞれ「自由金利型2年定期預金」、「自由金利型3年定期預金」という。）の利息の支払は、次によります。

① 自由金利型2年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、自由金利型3年定期預金の場合には、預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。

② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

① 自由金利型2年定期預金および自由金利型3年定期預金以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自由金利型2年定期預金および自由金利型3年定期預金の場合には、中間払利息は中間払利息の支払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（自由金利型2年定期預金および自由金利型3年定期預金の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を証書式自動継続定期預金共通規定5.(1)、(4)および(5)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、解約日における普通預金利率。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、約定利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 2.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)